

改正 昭和二九年 三月三十一日条例第五号 昭和三四年 三月二〇日条例第九号
昭和三五年 八月 五日条例第二七号 平成一二年 三月二四日条例第二号

岐阜県水防協議会条例を次のように定める。

岐阜県水防協議会条例

(設置)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により、岐阜県水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

全部改正〔平成一二年条例二号〕

(所掌事務)

第二条 協議会は、知事の諮問に応じ、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するとともに、水防に関し必要と認める事項を関係機関に対して建議する。

(組織)

第三条 協議会は、会長一人、及び委員十五人で組織する。

2 会長は協議会を代表し及び会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第四条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(招集)

第五条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第六条 協議会は、委員の三分の一以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の秩序保持等)

第七条 協議会の秩序保持、議事の整理進行及び会議の事務の統轄は議長が行う。

(任期)

第八条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、その職務にある期間とし、その他の委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解嘱することができる。

(参考人)

第九条 協議会は、必要ある場合においては、参考人の意見を聴かなければならない。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもの及び協議会が自ら定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

一部改正〔昭和三五年条例二七号〕

附 則

この条例は、水防法施行の日(昭和二十四年八月三日)から適用する。

附 則(昭和二十九年三月三十一日条例第五号抄)

1 この条例は、昭和二十九年四月一日から施行する。

付 則(昭和三十四年三月二十日条例第九号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

付 則(昭和三十五年八月五日条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。